第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十一条の三　第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定（第二十八条及び前条を除く。）は、適用しない。

第一条のうち、厚生年金保険法第百条の二第二項の改正規定中「国民年金法第三条第二項に規定する」を削り、「第四十六条第六項」を「同項」に改め、同条第一項の改正規定中「に改め」の下に「、「、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、共済組合の組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況、法人の事業所の名称及び所在地その他の事項につき」を削り」を加え、「」を加え」の下に「、「、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）、健康保険組合若しくは国民健康保険組合」を削り、「必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告」を「、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供」に改め」を加える。

第一条中厚生年金保険法第百条の二に一項を加える改正規定を次のように改める。

第百条の二に次の二項を加える。

4　実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5　厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

附則第百五十三条のうち日本年金機構法第三十八条第五項第三号の改正規定中「ニを」を「「（チ）を「（ト）」に改め、ニを」に改め、「へと」の下に「し、チをトと」を加える。

附則第百五十四条のうち厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（次条において「厚生年金特例法」という。）第一条第四項の改正規定中「第一条第四項」を「第一条第六項」に改める。

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第十七条　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法附則第九条の二の五（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第六条第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）　国民年金法第九十七条第一項（同法第百三十四条の二第一項において準用する場合及び第百三十七条の二十一第二項において読み替えて準用する場合並びに年金給付遅延加算金支給法第六条第二項の規定により国民年金法の規定の例によることとされる場合を含む。）

二　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の十四（厚生年金特例法第二条第八項、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項、年金給付遅延加算金支給法第六条第二項並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定により厚生年金保険法の規定の例によることとされる場合を含む。）　厚生年金保険法第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合並びに厚生年金特例法第二条第八項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項、年金給付遅延加算金支給法第六条第二項並びに児童手当法第二十二条第一項の規定により厚生年金保険法の規定の例によることとされる場合を含む。）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十一条第一項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十六条において準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。）

三　第六条の規定による改正後の健康保険法附則第九条　健康保険法第百八十一条第一項

四　第六条の規定による改正後の船員保険法附則第十条　船員保険法第百三十三条第一項

五　第六条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法附則第三条の二　独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項

六　第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第三十五項　私立学校教職員共済法第三十条第三項

七　第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第二十条の九第五項　国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項

八　第七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第三十四条の二　地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項

九　第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十八条第一項

十　第八条の規定による改正後の児童扶養手当法附則第八項　児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項

十一　第九条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律附則第七項　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第二十三条第二項において読み替えて準用する国民年金法第九十七条第一項

十二　第十条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において読み替えて準用する厚生年金保険法附則第十七条の十四　石炭鉱業年金基金法第二十二条第一項において読み替えて準用する厚生年金保険法第八十七条第一項

十三　第十一条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において読み替えて準用する厚生年金保険法附則第十七条の十四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第五十七条第四項において読み替えて準用する厚生年金保険法第八十七条第一項